

航空運送サービス業

免税の要件

- 航空運送サービス業を営む方が、飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し、運搬または航空機の整備のために使用する作業用機械のうち、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない（いわゆるナンバープレートをつけていない）ものの動力源の用途であることが免税要件となります。
- 機械としては、パッセンジャーステップ、ヘルトローダー、高所作業車、牽引車、トランスポーター、ハイリフト・ローダー、フォークリフト、搭載車、電源車、特殊整備作業車、機内清掃車、給水・給油車等が該当します。

申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は3年を超えない範囲で設定。

(最長でも令和9年3月31日まで)

※①	免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16の2様式）
※②	誓約書（第16号の18様式）……法人の場合は「役員の住所・氏名一覧表」も提出
※③	免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
④	本人確認書類 個人の場合 → 運転免許証等の写し又は住民票（写し可） 住民票は、個人番号の記載がないもので可 法人の場合 → 法人名の記載された社員証等
⑤	機械の写真（前・横・後方の写真で機械名等が確認できるもの）
⑥	機械の型式、定格出力、タンク容量、燃料消費量（率）が確認できるもの（写） (カタログ・スペック表・発注書など)
⑦	機械の使用権確認書類 自己所有の場合 → 償却資産台帳(写)、償却資産申告書(写)、売買契約書(写)など 自己所有でない場合 → リース契約書（写）
⑧	機械の所在地が確認できる書類（写）（略図・地図など）
⑨	航空運送事業の事業許可証（写）・空港構内営業承認書（写）のいずれかのもの
⑩	制限区域内車輌使用承認書（写）

【免税証の交付】…有効期間は1年を超えない範囲で設定。

※⑪	免税証交付申請書（第16号の21様式）
⑫	交付を受けた「免税軽油使用者証」
※⑬	免税証所要数量算出計算書

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」（第127号様式（同一様式）。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）を記入のうえ、ご提出ください。

(裏面もご確認ください。)

免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」（第 16 号の 30 様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書（所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）
- 納品書（軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの）及び請求書の写し